

土 木 工 事 標 準 仕 様 書

(決 裁 番 号 2 2 交 建 工 第 2 7 3 号)

平 成 2 2 年 6 月

東 京 都 交 通 局

目 次

第 1 章 総則編

第 1 節 一般事項

1.1.1	適用範囲及び一般事項	1
1.1.2	用語の定義	1
1.1.3	監督員の権限	3
1.1.4	設計図書の照査等	4
1.1.5	工事用地等の使用	4
1.1.6	請負者相互の協力	5
1.1.7	調査・試験に対する協力	5
1.1.8	条件変更等に伴う関係資料の作成	6
1.1.9	工事の一時中止	6
1.1.10	工期変更	7
1.1.11	出来形数量の算出	7
1.1.12	部分使用	8
1.1.13	履行報告及び提出書類	8
1.1.14	日雇労働者の雇用	8
1.1.15	環境対策	8
1.1.16	文化財の保護	12
1.1.17	諸法令の遵守	12
1.1.18	官公署等への手続等	16
1.1.19	不可抗力による損害	17
1.1.20	特許権等	17
1.1.21	保険の付保及び事故の補償	18
1.1.22	臨機の措置	18

第 2 節 着 手

1.2.1	工事の着手	19
1.2.2	工程表の提出	19
1.2.3	施工計画書	19

第 3 節 施工管理

1.3.1	監理技術者等	20
1.3.2	工事の下請負	21
1.3.3	施工体制台帳等の作成、提出等	21
1.3.4	工事実績情報の登録	21
1.3.5	施工管理	22
1.3.6	工事測量	23

1.3.7	施工時期及び施工時間の変更	23
1.3.8	建設副産物対策	24
1.3.9	過積載の防止	26
1.3.10	後片付け	27
1.3.11	工事記録写真	27
第4節 安全管理		
1.4.1	工事中の安全確保	27
1.4.2	施設管理	29
1.4.3	地震警戒宣言の発令に伴う措置	29
1.4.4	爆発及び火災の防止	30
1.4.5	事故報告書	30
1.4.6	交通安全管理	30
1.4.7	営業線に係わる安全管理	32
1.4.8	現場の整理整頓	33
第5節 監督員による確認及び立会い等		
1.5.1	監督員による確認及び立会い等	33
1.5.2	工事関係者に対する措置請求	34
第6節 検査		
1.6.1	工事完了検査	34
1.6.2	既済部分検査等	35
1.6.3	施工途中における検査	35
1.6.4	しゅん功	36
第2章 土木材料編		
第1節 一般事項		
2.1.1	環境への配慮	37
2.1.2	一般事項	37
第2節 工事材料の品質及び検査		
2.2.1	工事材料の品質	37
2.2.2	工事材料の検査	37
第3節 支給材料及び貸与品		
2.3.1	管理	38
2.3.2	請求及び清算	38
第4節 工事現場発生品(材)		
2.4.1	発生品(材)の管理	39
第5節 鉄筋コンクリートセグメント		
第1項 一般事項		
2.5.1.1	適用	39

2.5.1.2	製作計画書	39
2.5.1.3	製作会社及び工場	40
2.5.1.4	製作管理責任者	40
2.5.1.5	継手金具製作	40
2.5.1.6	試験及び検査要領	40
2.5.1.7	設計図の変更	40
2.5.1.8	試作	40
2.5.1.9	製作の開始	41
第2項 材料		
2.5.2.1	コンクリート用材料	41
2.5.2.2	コンクリートの設計基準強度	41
2.5.2.3	鉄筋	41
2.5.2.4	鋼材	41
2.5.2.5	鑄造品	41
2.5.2.6	溶接用材料	42
2.5.2.7	ボルト孔保持用パイプ	42
2.5.2.8	注入用パイプ	42
2.5.2.9	注入孔栓	42
2.5.2.10	ボルト、ナット及び座金	42
2.5.2.11	ボルト孔止水用パッキング材	43
第3項 製作		
2.5.3.1	型枠	43
2.5.3.2	継手金具	43
2.5.3.3	コンクリートの配合	43
2.5.3.4	鉄筋の加工及び組立	43
2.5.3.5	コンクリートの打込み	43
2.5.3.6	コンクリートの締固め	44
2.5.3.7	脱型及び養生	44
第4項 試験及び検査		
2.5.4.1	コンクリート用材料の試験	44
2.5.4.2	コンクリートの品質管理	44
2.5.4.3	鉄筋かごの検査	45
2.5.4.4	鉄筋、鋼材の試験及び検査	45
2.5.4.5	鑄造品の試験及び検査	45
2.5.4.6	継手金具の製品検査	45
2.5.4.7	ボルト類の試験及び検査	45
2.5.4.8	セグメントの製品検査	45
2.5.4.9	仮組立検査	46

2.5.4.10	載荷試験	46
2.5.4.11	試験及び検査回数	47
第5項 記号		
2.5.5.1	記号及び符号	47
第6項 貯蔵、運搬及び納入		
2.5.6.1	貯蔵	47
2.5.6.2	運搬	47
2.5.6.3	納入	47
第6節 球状黒鉛鑄鉄（ダクタイル鑄鉄）セグメント		
第1項 一般事項		
2.6.1.1	適用	48
2.6.1.2	製作計画書	48
2.6.1.3	製作会社及び工場	48
2.6.1.4	製作管理責任者	48
2.6.1.5	試験及び検査要領	49
2.6.1.6	設計図の変更	49
第2項 材料		
2.6.2.1	セグメントの材料	49
2.6.2.2	ポケット部充填コンクリート	49
2.6.2.3	注入孔栓	49
2.6.2.4	ボルト、ナット及び座金	49
2.6.2.5	ボルト孔止水用パッキング材	50
第3項 製作		
2.6.3.1	ダクタイル鑄鉄の溶解	50
2.6.3.2	鑄造	50
2.6.3.3	熱処理	50
2.6.3.4	機械加工	50
第4項 試験及び検査		
2.6.4.1	ボルト類の試験及び検査	51
2.6.4.2	セグメントの材料試験	51
2.6.4.3	製品検査	51
2.6.4.4	仮組立検査	52
2.6.4.5	載荷試験	52
2.6.4.6	試験及び検査回数	52
第5項 塗装及び記号		
2.6.5.1	塗装	53
2.6.5.2	記号及び符号	53

第 6 項	貯蔵及び運搬並びに納入	
2.6.6.1	貯蔵	5 3
2.6.6.2	運搬	5 3
2.6.6.3	納入	5 3
2.6.6.4	その他	5 3
第 7 節	地下鉄駅部鋼管柱	
第 1 項	一般事項	
2.7.1.1	適用	5 3
2.7.1.2	鋼管柱の定義	5 3
2.7.1.3	製作計画書	5 4
2.7.1.4	製作会社及び工場	5 4
2.7.1.5	製作管理責任者	5 4
2.7.1.6	試験及び検査要領	5 4
2.7.1.7	設計図の変更	5 4
第 2 項	材料	
2.7.2.1	鋼管	5 4
2.7.2.2	支圧板	5 5
2.7.2.3	アンカーボルト	5 5
2.7.2.4	溶接棒	5 5
第 3 項	製作	
2.7.3.1	鋼管柱の製造	5 5
2.7.3.2	熱処理	5 5
2.7.3.3	溶接	5 6
2.7.3.4	許容差	5 6
2.7.3.5	塗装	5 6
第 4 項	試験及び検査	
2.7.4.1	通則	5 7
2.7.4.2	分析試験	5 7
2.7.4.3	機械試験	5 8
2.7.4.4	非破壊試験	5 9
2.7.4.5	完成品検査	6 0
第 5 項	雑則	
2.7.5.1	記号	6 0
2.7.5.2	荷造及び輸送	6 0
2.7.5.3	関係法規の遵守	6 0
2.7.5.4	保管	6 0
第 8 節	ワイヤロープ	
2.8.1	一般事項	6 0

第 9 節	六角ボルト	
2.9.1	一般事項	6 1
第 10 節	六角ナット	
2.10.1	一般事項	6 1
第 11 節	平座金	
2.11.1	一般事項	6 1
第 12 節	コンクリート用高炉スラグ微粉末	
2.12.1	一般事項	6 1
第 13 節	一般用レディーミクストコンクリート	
2.13.1	材料	6 1
2.13.2	製造	6 2
2.13.3	品質	6 2
2.13.4	種類及び表示	6 3
第 3 章	工事一般編	
第 1 節	共通事項	
3.1.1	沿道調査	6 7
3.1.2	工事測量	6 7
3.1.3	電力・用水設備工	6 8
3.1.4	防じん対策工	6 8
3.1.5	汚濁防止工	6 8
3.1.6	発生土仮置き施設工	6 8
3.1.7	仮囲い工	6 8
3.1.8	工事記録の提出	6 9
3.1.9	銘板の設置	6 9
第 2 節	コンクリート工	
3.2.1	一般事項	6 9
3.2.2	レディーミクストコンクリート	7 0
3.2.3	配合	7 1
3.2.4	現場練りコンクリート	7 2
3.2.5	コンクリートの運搬	7 4
3.2.6	コンクリートの打込み	7 4
3.2.7	コンクリートの養生	7 8
3.2.8	コンクリートの打継目	7 9
3.2.9	型枠及び支保工	8 0
3.2.10	鉄筋工	8 1
3.2.11	鉄筋ガス圧接	8 3
3.2.12	暑中コンクリート	8 4

3.2.13	寒中コンクリート	85
3.2.14	水中コンクリート	87
3.2.15	海水の作用を受けるコンクリート	89
3.2.16	マスコンクリート	89
3.2.17	プレパックドコンクリート	89
3.2.18	表面仕上げ	91
3.2.19	左官工	92
3.2.20	コンクリート面の塗装	92
第3節 溶接		
3.3.1	溶接	93
第4節 ガス切断工		
3.4.1	ガス切断	94
第5節 舗装工事		
3.5.1	一般事項	95
3.5.2	舗装準備工	97
3.5.3	路床工	97
3.5.4	路盤工	98
3.5.5	基層工	100
3.5.6	表層工	101
3.5.7	低騒音(排水性)舗装工	108
3.5.8	半たわみ性舗装工	109
3.5.9	歩道舗装工	109
第6節 薬液注土工		
3.6.1	一般事項	110
3.6.2	施工会社の選定	111
3.6.3	注入責任技術者	111
3.6.4	事前調査	111
3.6.5	現場注入試験	113
3.6.6	注入工事施工計画書	113
3.6.7	注入日報	113
3.6.8	注入作業	113
3.6.9	保安措置	114
3.6.10	水質監視	114
3.6.11	排水、発生土及び残材の処理	116
3.6.12	注入工事報告書	117
第7節 深層混合処理工		
3.7.1	一般	118
3.7.2	施工管理者	119

3.7.3	高圧噴射攪拌工法	119
3.7.4	機械攪拌工法	119
3.7.5	機械攪拌・噴射攪拌併用工法	119
第8節	地下水位低下工法（ウェルポイント工法、ディープウェル工法）	
3.8.1	一般	119
3.8.2	施工管理者	120
3.8.3	施工	120

第4章 開削工事編

第1節	一般	
4.1.1	適用範囲	121
第2節	測量	
4.2.1	一般	121
4.2.2	主部測量	121
4.2.3	工事上の測量	121
4.2.4	用地境界標	121
4.2.5	構築の内空寸法測量	121
4.2.6	構築の平面、縦断測量	121
第3節	歩道切削	
4.3.1	一般	122
4.3.2	施工	122
4.3.3	発生材の処理	122
4.3.4	復旧	122
第4節	鋼杭打、鋼矢板打及びせん孔鋼杭建込	
4.4.1	一般	122
4.4.2	使用機械	123
4.4.3	杭打準備	123
4.4.4	布掘	123
4.4.5	打込み	123
4.4.6	根入れ	124
4.4.7	継手	125
4.4.8	打込み後の処置	125
第5節	柱列式地下連続壁	
4.5.1	一般	125
4.5.2	施工管理者	125
4.5.3	使用機械の選定	125
4.5.4	モルタル	125
4.5.5	せん孔及びモルタル注入	126

4.5.6	芯材の挿入	126
4.5.7	列壁の不連続部の施工	126
4.5.8	列壁の不整正等の措置	126
第6節	ソイルセメント地下連続壁	
4.6.1	一般	126
4.6.2	施工管理者	127
4.6.3	セメントミルク	127
4.6.4	削孔混練	127
4.6.5	芯材の建込み	128
4.6.6	泥土の処理	128
4.6.7	壁面の補修	128
第7節	泥水固化壁	
4.7.1	一般	128
4.7.2	施工管理者	128
4.7.3	掘削	128
4.7.4	芯材の建込み	129
4.7.5	泥水の固化	129
4.7.6	発生土及び泥水の処理	129
4.7.7	壁面の補修	129
第8節	地下連続壁	
4.8.1	一般	130
4.8.2	施工管理者	130
4.8.3	ガイドウォール	130
4.8.4	安定液材料	130
4.8.5	掘削	130
4.8.6	鉄筋かごの加工挿入	131
4.8.7	コンクリートの打込み	131
4.8.8	安定液の処理	132
4.8.9	発生土及び泥水の処理	132
4.8.10	壁面の補修	132
第9節	路面覆工	
4.9.1	一般	132
4.9.2	覆工掘削	133
4.9.3	桁受の取付	133
4.9.4	路面覆工受桁の据付	133
4.9.5	覆工及びすり付け	133
4.9.6	支障物件の処理	133
4.9.7	路面覆工の維持管理	134

4 . 9 . 8	覆工の開口	1 3 4
第 1 0 節	高圧噴射攪拌工	
4 . 10 . 1	一般	1 3 4
4 . 10 . 2	施工管理者	1 3 4
4 . 10 . 3	施工計画書	1 3 4
4 . 10 . 4	改良体築造	1 3 4
4 . 10 . 5	保安措置	1 3 5
4 . 10 . 6	排泥の処理	1 3 5
第 1 1 節	掘削	
4 . 11 . 1	一般	1 3 5
4 . 11 . 2	掘削	1 3 5
4 . 11 . 3	埋設物付近の掘削	1 3 6
4 . 11 . 4	土留め板張工	1 3 6
4 . 11 . 5	腹起し工	1 3 6
4 . 11 . 6	切ばり	1 3 7
4 . 11 . 7	隅各部等の支保工	1 3 7
4 . 11 . 8	坑内排水の処理	1 3 7
4 . 11 . 9	流入水の処理	1 3 8
4 . 11 . 10	掘削に伴う中間杭の補強	1 3 8
4 . 11 . 11	坑内出入口	1 3 8
4 . 11 . 12	土砂搬出設備周辺の保安	1 3 8
4 . 11 . 13	補助工法	1 3 9
4 . 11 . 14	発生土の処理	1 3 9
第 1 2 節	埋設物防護及び復旧	
4 . 12 . 1	一般	1 3 9
4 . 12 . 2	本工事着工前の保安措置	1 3 9
4 . 12 . 3	掘削中の保安措置	1 3 9
4 . 12 . 4	埋設物の防護	1 3 9
4 . 12 . 5	保守と点検	1 4 1
4 . 12 . 6	埋戻し時の保安措置	1 4 1
4 . 12 . 7	埋設物の復旧	1 4 1
4 . 12 . 8	変動の測定	1 4 2
4 . 12 . 9	埋設物に対する留意事項	1 4 2
4 . 12 . 10	復旧後の措置	1 4 2
第 1 3 節	基礎	
4 . 13 . 1	一般	1 4 2
4 . 13 . 2	施工	1 4 3

第 1 4 節	鉄筋コンクリート	
4 . 14 . 1	一般	1 4 3
4 . 14 . 2	鉄筋のガス圧接	1 4 3
4 . 14 . 3	ポンプ車によるコンクリートの打込み	1 4 3
4 . 14 . 4	型枠の取りはずし	1 4 4
第 1 5 節	鋼管柱建込工	
4 . 15 . 1	一般	1 4 5
4 . 15 . 2	建込み	1 4 5
4 . 15 . 3	特殊モルタルの填充	1 4 6
第 1 6 節	防 水	
4 . 16 . 1	一般	1 4 6
4 . 16 . 2	防水下地	1 4 6
4 . 16 . 3	防水層の施工	1 4 7
4 . 16 . 4	特殊部分の施工	1 4 7
4 . 16 . 5	施工後の清掃	1 4 7
4 . 16 . 6	工区境の防水	1 4 7
4 . 16 . 7	施工後の検査	1 4 8
4 . 16 . 8	防水保護層	1 4 8
第 1 7 節	中間鋼杭の切断	
4 . 17 . 1	一般事項	1 4 8
第 1 8 節	埋戻し	
4 . 18 . 1	一般	1 4 8
4 . 18 . 2	道路部の埋戻し	1 4 9
4 . 18 . 3	民地部の埋戻し	1 4 9
4 . 18 . 4	埋設物付近の埋戻し	1 4 9
4 . 18 . 5	裏込め填充	1 4 9
4 . 18 . 6	品質管理	1 5 0
第 1 9 節	路面覆工撤去	
4 . 19 . 1	一般	1 5 0
第 2 0 節	道路部の復旧	
4 . 20 . 1	一般	1 5 0
4 . 20 . 2	施工計画書	1 5 0
4 . 20 . 3	舗装の施工	1 5 1
4 . 20 . 4	原位置試験	1 5 1
4 . 20 . 5	維持補修	1 5 1
第 2 1 節	土留鋼杭抜き及び鋼矢板抜き	
4 . 21 . 1	一般	1 5 1
4 . 21 . 2	施工	1 5 2

4 . 21 . 3	杭抜き跡の埋戻し及び仮復旧	1 5 2
第 2 2 節	残置杭等の頭部切断処理	
4 . 22 . 1	一般	1 5 2
4 . 22 . 2	施工	1 5 2
第 2 3 節	仮囲い	
4 . 23 . 1	一般	1 5 2
4 . 23 . 2	施工	1 5 2
4 . 23 . 3	点検整備	1 5 3
4 . 23 . 4	撤去跡の整理	1 5 3
第 2 4 節	電車線支持物取付ボルト用埋込栓その他の設置	
4 . 24 . 1	一般	1 5 3
4 . 24 . 2	施工	1 5 3
第 2 5 節	軌道材料の搬入	
4 . 25 . 1	一般	1 5 3
4 . 25 . 2	施工	1 5 4

第 5 章 シールド工事編

第 1 節 一般事項

5 . 1 . 1	適用範囲	1 5 5
5 . 1 . 2	地山条件の確認	1 5 5
5 . 1 . 3	周辺構造物等の確認	1 5 5
5 . 1 . 4	既設構造物に近接する施工	1 5 5
5 . 1 . 5	作業基地及び立坑	1 5 5
5 . 1 . 6	隣接工区との連絡及び調整	1 5 6
5 . 1 . 7	地盤沈下の変状測定	1 5 6
5 . 1 . 8	施工管理	1 5 6
5 . 1 . 9	安全管理	1 5 6
5 . 1 . 10	工事記録の提出	1 5 8
5 . 1 . 11	シールド工事の諸元の提出	1 5 8

第 2 節 測 量

5 . 2 . 1	一般事項	1 5 8
5 . 2 . 2	坑外測量	1 5 8
5 . 2 . 3	測量基準点の坑内導入	1 5 9
5 . 2 . 4	観測孔	1 5 9
5 . 2 . 5	坑内測量	1 5 9
5 . 2 . 6	シールド貫通時の照査測量	1 5 9
5 . 2 . 7	トンネル完成後の測量	1 6 0

第3節	調	査	
5.3.1	一般事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	160
5.3.2	立地条件調査	・・・・・・・・・・・・・・・・	160
5.3.3	土質調査等	・・・・・・・・・・・・・・・・	160
5.3.4	井戸等の調査	・・・・・・・・・・・・・・・・	161
第4節	シールドの製作		
5.4.1	一般事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	161
5.4.2	設計	・・・・・・・・・・・・・・・・	161
5.4.3	製作計画書	・・・・・・・・・・・・・・・・	161
5.4.4	製作会社	・・・・・・・・・・・・・・・・	162
5.4.5	製作管理責任者	・・・・・・・・・・・・・・・・	162
5.4.6	製作	・・・・・・・・・・・・・・・・	162
5.4.7	立会検査	・・・・・・・・・・・・・・・・	162
5.4.8	許容誤差	・・・・・・・・・・・・・・・・	163
5.4.9	輸送	・・・・・・・・・・・・・・・・	163
第5節	シールドの組立及び発進		
5.5.1	一般事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	163
5.5.2	施工計画書	・・・・・・・・・・・・・・・・	163
5.5.3	組立受台	・・・・・・・・・・・・・・・・	163
5.5.4	現場組立	・・・・・・・・・・・・・・・・	163
5.5.5	現場組立検査	・・・・・・・・・・・・・・・・	164
5.5.6	シールドの発進	・・・・・・・・・・・・・・・・	164
第6節	掘進及び土砂搬出		
5.6.1	一般事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	165
5.6.2	施工計画書	・・・・・・・・・・・・・・・・	165
5.6.3	掘進	・・・・・・・・・・・・・・・・	165
5.6.4	土砂搬出	・・・・・・・・・・・・・・・・	166
5.6.5	排水	・・・・・・・・・・・・・・・・	166
第7節	一次覆工		
5.7.1	一般事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	166
5.7.2	施工	・・・・・・・・・・・・・・・・	167
5.7.3	テーパセグメント	・・・・・・・・・・・・・・・・	167
5.7.4	継手(調整)セグメント	・・・・・・・・・・・・・・・・	167
第8節	裏込注入工		
5.8.1	一般事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	167
5.8.2	施工計画書	・・・・・・・・・・・・・・・・	167
5.8.3	施工	・・・・・・・・・・・・・・・・	168
5.8.4	施工管理	・・・・・・・・・・・・・・・・	168

第 9 節	防水工	
5.9.1	一般事項	168
5.9.2	施工計画書	168
5.9.3	シール工	169
5.9.4	ボルト孔防水工	169
5.9.5	注入孔栓防水工	169
5.9.6	漏水の補修	169
第 10 節	シールドの到達及び解体	
5.10.1	一般事項	169
5.10.2	施工計画書	169
5.10.3	到達部の仮設壁撤去	170
5.10.4	シールド機の解体	170
5.10.5	到達部構築工（内巻コンクリート工）	170
第 11 節	二次覆工	
5.11.1	一般事項	170
5.11.2	施工計画書	170
5.11.3	施工準備	170
5.11.4	型枠工	170
5.11.5	コンクリート工	171
5.11.6	鉄筋工	171
第 12 節	施工設備（坑外設備）	
5.12.1	基準	171
5.12.2	坑外設備計画書	171
第 13 節	施工設備（坑内設備）	
5.13.1	基準	172
5.13.2	坑内設備計画書	172
第 6 章	地下鉄軌道敷設工事編	
第 1 節	一般事項	
6.1.1	適用範囲	173
6.1.2	隣接工区と調整	173
6.1.3	保守用車等の運転	173
第 2 節	仮設工	
6.2.1	搬入設備工	173
6.2.2	電力・用水設備工	173
第 3 節	測量	
6.3.1	測点	173
6.3.2	基点の明示	174

6.3.3	建築限界	174
第4節	材料の取扱い及び運搬	
6.4.1	一般事項	174
6.4.2	レール	174
6.4.3	まくらぎ	174
6.4.4	道床碎石	174
6.4.5	リアクションプレート	175
6.4.6	その他	175
第5節	工 事	
6.5.1	軌きょう組立て	175
6.5.2	分岐器及び伸縮継目の組立て	176
6.5.3	コンクリート道床工	176
6.5.4	コンクリートの打込み	176
6.5.5	型枠工	177
6.5.6	箱抜き	177
6.5.7	穴埋め	177
6.5.8	碎石道床工	177
6.5.9	レール溶接工	177
第6節	仕上がり基準	
6.6.1	一般事項	178
6.6.2	施工精度	179
第7節	検 査	
6.7.1	一般事項	180
6.7.2	建築限界検査	180
6.7.3	一般軌道変位検査	180
6.7.4	分岐器軌道変位検査	181
6.7.5	伸縮継目軌道検査	181
6.7.6	リアクションプレート高さ変位検査	181

第7章 地下鉄軌道保守工事編

第1節 一般事項

7.1.1	適用範囲	182
7.1.2	関連規程	182
7.1.3	作業時間	182
7.1.4	営業線内への立入り	182
7.1.5	電力・用水設備の使用	182
7.1.6	作業終了時の確認	182
7.1.7	既設物の損傷	182

7.1.8	通風口の使用	183
7.1.9	機器の一時使用	183
7.1.10	仮設工	183
第2節 材料の取扱い及び運搬		
7.2.1	一般事項	183
7.2.2	レール	183
7.2.3	まくらぎ	184
7.2.4	道床砕石	184
7.2.5	リアクションプレート	184
7.2.6	その他	184
第3節 工 事		
7.3.1	道床砕石交換工事	184
7.3.2	R C短まくらぎ交換工事	185
7.3.3	まくらぎ交換工事	186
7.3.4	レール交換工事	187
7.3.5	コンクリート道床交換工事	188
7.3.6	軌道整備工事	188
7.3.7	分岐器整備工事	189
7.3.8	分岐器交換工事	189
7.3.9	橋まくらぎ交換工事	190
7.3.10	プレパックドコンクリート道床工事	191
7.3.11	レール溶接工事	192
7.3.12	レール削正工事	192
7.3.13	工事中の軌道管理	192
7.3.14	その他	193
第4節 仕上がり基準		
7.4.1	一般事項	194
7.4.2	施工精度	194
第5節 検 査		
7.5.1	仕上がり検査	194

第8章 路面軌道保守工事編

第1節 一般事項

8.1.1	適用範囲	195
8.1.2	関連規程	195
8.1.3	関係先との協議	195
8.1.4	沿線住民への対応	195
8.1.5	作業時間	195

8.1.6	作業終了時の確認	195
8.1.7	事故防止	195
8.1.8	既設物の損傷	195
8.1.9	電力・用水設備工	195
第2節	材料の取扱い及び運搬	
8.2.1	一般事項	196
8.2.2	レール	196
8.2.3	まくらぎ	196
8.2.4	その他	196
第3節	工 事	
8.3.1	軌きょう交換工事	196
8.3.2	道床砕石交換工事	197
8.3.3	軌道整備工事	198
8.3.4	分岐器交換工事	199
8.3.5	軌道敷の掘削	199
8.3.6	軌道敷の舗装復旧	200
8.3.7	連接軌道化等工事	200
8.3.8	線路付帯施設設置工事	200
8.3.9	仮設通路設置工事	201
8.3.10	工事中の軌道管理	201
第4節	仕上がり基準	
8.4.1	施工精度	202
第5節	検 査	
8.5.1	一般事項	202
8.5.2	軌道変位検査	202
第9章	日暮里・舎人ライナー軌道等保守工事編	
第1節	一般事項	
9.1.1	適用範囲	203
9.1.2	関連規定	203
9.1.3	関係先との協議	203
9.1.4	沿線住民への対応	203
9.1.5	作業時間	203
9.1.6	作業終了時の確認	203
9.1.7	事故防止	203
9.1.8	既設物の損傷	203
9.1.9	電力及び用水設備の使用	204

第 2 節	材料の取扱い及び運搬	
9.2.1	一般事項	204
9.2.2	その他	204
第 3 節	工 事	
9.3.1	一般事項	204
9.3.2	保守用車	204
9.3.3	工事	204
第 10 章	維持関連工事編	
第 1 節	一般事項	
10.1.1	適用範囲	206
第 2 節	街築工事	
10.2.1	適用範囲	206
10.2.2	管きよ	206
10.2.3	人孔及び柵の築造	208
10.2.4	街きよ、側溝等	208
10.2.5	縁石工	209
10.2.6	防護柵工	209
10.2.7	道路標識、道路反射鏡及び視線誘導標工	211
10.2.8	区画線工	211
10.2.9	道路照明工	212
第 3 節	構築補修工事	
10.3.1	一般事項	213
第 4 節	舗装工事	
10.4.1	一般事項	213
第 5 節	橋りょう工事	
10.5.1	適用範囲	213
10.5.2	支承工	213
10.5.3	塗装工	214
第 6 節	植栽工事	
10.6.1	適用範囲	214
10.6.2	一般事項	214
10.6.3	保護及び養生	215
10.6.4	樹木及び株物の植栽	216
10.6.5	樹木及び株物の移植	217
10.6.6	街路樹	218
10.6.7	地被類及び草花	218
10.6.8	生垣工	219

第7節	法留工	
10.7.1	適用範囲	219
10.7.2	一般事項	220
10.7.3	コンクリートブロック	220
10.7.4	石積(張)工	221
第8節	地下鉄及び路面営業線内工事	
10.8.1	適用範囲	222
10.8.2	地下鉄営業線内工事	222
10.8.3	路面電車営業線内工事	222